

檜山北部3町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、檜山北部3町合併協議会規約第16条の規定に基づき、檜山北部3町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、大成町、瀬棚町及び北檜山町の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充当については、北檜山町の例によるものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調整し、監事の監査に付した後、協議会に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。
- 3 協議会設置後最初の会計年度は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費